

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）においてインクジェットプリンターのサービスエンジニアとして就労していた。

請求人によれば、平成○年○月頃からインクを扱った後に喉の痛み、咳などがあり、平成○年○月○日、通勤途中に激しい胸の痛みが10分程続き、徐々に声帯の腫れ、喉の痛み及び咳が出始め、夕方には発熱したという。

請求人は、同年○月○日、C病院に受診し「化学物質性気管支炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、同年○月○日、Dクリニックに転医し「インク等による化学物質過敏症」と診断され、更に平成○年○月○日、Eクリニックに転医し「化学物質過敏症」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのはインク等に含まれる化学物質にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、業務上の事由により本件疾病を発症した旨を主張しているので、以下、検討する。

- (1) 請求人らは、請求人が取り扱ったインクには、アクリル酸エステルが含まれており、当該化学物質が呼吸器を刺激したことにより、気管支炎症状を発症した旨主張する。確かに、請求人らが主張するように、インク等の安全データシートには有害性に関する表示がなされていることから、その成分について見ると請求人が取り扱ったインクに含まれるアクリル酸エステルのうち、アクリル酸エチル及びアクリル酸ブチルは、労働基準法施行規則別表第1の2第4号及び同号の規定に基づく厚生労働大臣の定める告示において有機化合物として分類され、その症状又は障害として、アクリル酸エチルには、頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、アクリル酸ブチルには皮膚障害が示されている。

しかしながら、いずれの物質にも、症状又は障害として気道障害及び肺障害は示されておらず、インクに含まれるアクリル酸エステルによって本件疾病が発症したとする旨の請求人らの主張は、認められない。

- (2) また、請求人らは、請求人がC病院に受診し、本件疾病と診断されたことをもって、療養補償給付を支給するよう主張する。

確かに、C病院において本件疾病と診断されているが、F医師の意見書によると、本人の業務内容と本症発生との因果関係について「不詳です」とされて

いる。また、G医師の意見書によると、請求人の傷病名を、①インク成分に対する過敏状態、②化学物質過敏症の「疑い」、とした上で、その根拠を、①インクのパッチテストが陽性、②病歴より否定できないため（化学物質過敏症は診断方法が存在しない）、としているものの、治療内容及び因果関係等については、「治療法は存在せず、インク及びその他の揮発性有機化合物曝露の回避を指導しているが、症状の改善はみられず」及び「アレルギー素因を有しているが、インク刺激により誘発される症状は、アレルギー性鼻炎やP F A Sだけでは説明できず、因果関係は不明」とされている。

(3) これらの意見書も踏まえた上で、H医師は、業務との因果関係について「化学物質過敏症は、最新の医学的知見において、国内外ではいまだ専門家の間で共通の合意が得られているとはいえず、本例も業務による化学物質のばく露が原因で発症したと判断するのは困難であると考えられる。また、本例は、中毒症状を呈するほどの一定以上の濃度の化学物質にばく露したという状況は明確に確認できず、業務との関連性は認められない。請求人は、当該業務から離れた現在においても一向に症状の消退が認められていない。以上を踏まえると、請求人が訴える諸症状は、当該業務が相対的に有力な原因となって発症したものとは認められない」旨、意見書において述べており、当審査会としても、この意見を妥当なものと判断する。

(4) なお、請求人は、要旨、有害物のばく露量が微量と考えられる根拠を明示すべきである旨主張するが、この点、監督署長は、請求人が従事していた業務であるインクジェットプリンターの修理の作業は湿式で行われ、インクに含まれている有害物が粉じんとして飛散するような可能性が極めて低いこと、また、インクを加熱したり、噴霧するようなことはしていないため、インクのみを吸入する可能性も極めて低いこと等の論拠を明示している。当審査会としても、同認定は妥当であり、請求人がばく露した有害物質は微量であったものと判断する。

(5) したがって、当審査会としても、本件疾病は、業務上の疾病とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない

よって主文のとおり裁決する。